

高岡市海外留学支援奨学金

【令和5年度奨学生募集要項】

1 趣 旨

この奨学金は、本市出身の学生が国際社会で活躍できる人材となることを期待し、海外の高等学校又は大学等へ1年以上の長期留学をする者へ必要な資金の一部を支援するものです。

2 給付対象者

次のいずれにも該当する者となります。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 申請年度の4月1日時点において、次のいずれかに該当する者
 - ア 高岡市に住所を有する者
 - イ 1年以上継続して高岡市に住所を有した実績があり、かつ、保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が高岡市に住所を有する者
- (3) 申請年度の4月1日時点において、15歳以上25歳未満の者
- (4) 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、海外の高等学校、大学等へ留学を開始する者（出願中及び今後出願予定の場合も含む。）
- (5) 海外の高等学校又は大学等へ1年以上の留学をする者
- (6) 留学先の高等学校又は大学等において学習や研究を行うために十分な語学能力がある者

※ 海外の大学等への留学は、学位取得に係る単位の取得を目的とする留学のことであって、海外の大学での学位の取得までは必要としません。

※ 海外の大学等への留学のうち語学留学は対象となりません。

※ 1年以上の留学とは、海外の高等学校、大学等が定める1年以上の修学課程を履修することであって、長期休暇期間を留学期間から除いても構いません。

※ 他の奨学金との併用も可能です。

3 給付金額

奨学生1人につき50万円とし、給付回数は1回限りとします。

4 申請期間等

申請期間	令和5年4月3日（月）～5月12日（金） 上記期間内に高岡市教育総務課に提出してください。
決定時期	6月中 ※申請者に通知します。

5 奨学金の支払

必要書類と併せて奨学金の給付の請求があった日から30日以内に支払います。

6 給付人数（採用枠）

若干名 ※ 毎年度、予算の状況により決定します。

7 選考方法について

海外留学計画書、小論文、学業成績、外国語能力試験のスコア等に基づき、審査を経て決定します。

8 提出書類（①～⑨の書類をそろえて高岡市教育総務課に提出）

①、②、③は教育総務課（市役所5階）に配置します。
また、高岡市のホームページからもダウンロードが可能です。

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/ksomu/kosodate/shugaku/sedo/kaigai.html>



①高岡市海外留学支援奨学金給付申請書（様式第1号）

※ 申請者が18歳未満の場合、保護者の記名、押印をしてください。

②高岡市海外留学支援奨学金海外留学計画書（様式第2号）

※ 入学見込の者は、予定する留学先の内容を記載してください。

③高岡市海外留学支援奨学金奨学生推薦調書（様式第3号）

※ 新入生は出身校、2年生以上は在学する学校で作成してもらってください。

④小論文

テーマ：「海外留学で学びたいことと将来の目標」

文字数：800文字以内

※ 小論文の最後に文字数を記載してください。

⑤給付対象者の住民票の写し（謄本）

⑥給付対象者が高岡市に住所を有する者でない場合、保護者の住民票の写し（謄本）と給付対象者と保護者の続柄が確認できる戸籍抄本の写し等

⑦学業成績証明書

※ 新入生は出身高校で発行する各学年の証明書、2年生以上は在学する学校で発行する各学年の証明書となります。

⑧外国語能力試験のスコアの写し


⑨留学先の高等学校又は大学等からの入学許可証又は留学受入通知書の写し

※ 日本語訳を添付してください。

※ 申請時点で提出できない場合は、奨学金の請求時まで提出してください。

9 申請書提出先

高岡市教育委員会 教育総務課 総務係に郵送で提出してください。

 <p>家持くん 利根くん</p>	<p>【問合せ先】 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市教育委員会 教育総務課 総務係 TEL：0766(20)1443、FAX：0766(20)1667 E-mail：ksomu@city.takaoka.lg.jp</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------